

れいわ ねんど ねんど
令和6年度(2024年度)

しょう じけいかくそうだんしえんじぎょう
障がい児計画相談支援事業

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書

じどうしめい
(児童氏名)

さま
様)



かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん
地域支援グループ

かどましおおあぎきたじま ばんち
〒571-0025 門真市大字北島546番地

TEL: (072) 800-7701

FAX: (072) 800-7300

れいわ ねん がつしよはん
令和6年7月初版

目次

1	サービスを提供する事業者の概要	1
2	事業所の概要	1
3	施設の概要	2
4	事業実施対象地域	2
5	運営方針	3
6	サービス提供職員の配置状況	4
7	職員の勤務時間	4
8	サービスの営業及び提供時間	4
9	職員の職務内容	4
10	支援サービス	5
11	申込み(利用)手続き	6
12	障がい児支援利用援助費について	6
13	提供する障がい児相談支援の利用者負担額について	7
14	交通費の支払い方法について	7
15	苦情等申立先	9
16	緊急時の対応	9
17	損害賠償保険への加入	9
18	非常災害時の対策	9
19	事業所を利用する際の留意事項	10
20	個人情報の取扱い	10
21	虐待防止及び身体拘束等について	10
22	協力医療機関	11
23	提供するサービスの第三者評価の実施	11

重要事項説明確認書

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの障がい児計画相談支援事業（基本相談支援）（以下「障がい児相談支援」といいます。）の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際して注意していただきたいことを説明するものです。

1 サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市立こども発達支援センター 共同事業体 代表法人 社会福祉法人 晋栄福社会 社会福祉法人 治栄会 / 社会福祉法人 愛光会
所在地/電話番号(代表法人)	大阪府門真市北島町12番20号 / 072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2 事業所の概要

事業所の種類	障がい児相談支援事業所(名称:SUN) ※ 開設年月日:令和6年4月1日		
事業の目的	障がい児相談支援では、こどもの個別の発達段階や家庭環境、特性などを詳細に把握し、そのこどもや家族が抱える課題やニーズを理解します。また、把握した情報をもとに、専門の支援者が適切な支援プランを立案し、こどもや家族に提供します。 さらに、支援プランの実施においては、こどもや家族の自己効力感や能力を向上させることを目指します。その他、こどもや家族にだけでなく、地域の理解や協力を促進し、こどもや家族がよりよい環境で成長できるよう支援します。		
事業所の名称	門真市立こども発達支援センター		
事業所の所在地	門真市大字北島546番地		
電話番号	072-800-7701	FAX番号	072-800-7300
管理者氏名	センター長 倉澤 裕基		
開設年月日	平成26年4月1日	指定管理開始年月日	令和6年4月1日

3 施設の概要

(1) 施設 (門真市民プラザ内)

たてもの 建物	こうぞう 構造	てっきん づくり かいだて うち かい かい 鉄筋コンクリート造 4階建 (内1階から3階までがセンター)
	のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66㎡

(2) 主な設備

かい しゅるい 1階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 2階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 3階：種類	しつすう 室数
エントランス	1	ホール	1	まちあいしつ 待合室	1
ホール	1	おんがくりょうほうしつ 音楽療法室	1	じむしつ 事務室	1
じむしつ 事務室	1	ほごしゃひかえしつ 保護者控室	1	かんかくとうごうしつ 感覚統合室	1
ほいくしつ 保育室(トイレ付)	5	かいぎしつ 会議室	1	こべつめんせつしつ 個別面接室	1
だつしつ 脱衣室	1	ほいくしつ 保育室(トイレ付)	4	こべつりょういくしつ 個別療育室	3
シャワールーム	1	サンルーム	1	けんさしつ かんさつしつとう 検査室/観察室等	かく 各1
せいようしつ 静養室	1	スヌーズレン	1	リラックスルーム	1
そうだんしつ 相談室	4	プレイルーム	1		
しゅうかいしつ 集会室	1	くんれんしつ 訓練室	1		
ちょうりしつ 調理室	1	しつ しつ ST室/OT室	かく 各1		
		フリールーム	1		
		じむしつ 事務室	1		
		きゅうけいしつほか 休憩室他	2		

かい たもくてき
○ 1~3階:多目的トイレ

かい ひなんようすべ だい
○ 2・3階:避難用滑り台

エーイーディー だいはいび
○ A E D:1台配備

4 事業実施対象地域

げんそく かどましぜんいき
原則として門真市全域

5 運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋げていきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を発揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めていきます。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。



6 サービス提供職員の配置状況

令和6年4月1日現在

職種	員数	区分				配置基準・要件等
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(センター長)	1		1			原則、専ら当該事業所の管理業務に専従
相談支援専門員	2	2				—

7 職員の勤務時間

主な勤務時間

- ① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後5時15分
 ③ 午前8時30分～午後5時30分
 (年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)

8 サービスの営業及び提供時間

- * 月曜日から金曜日、ただし、年末年始の12月29日から1月3日は休みです。
- * 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分となります。ただし、障がい児相談支援の提供時間は、午前9時から午後5時までです。
- * 台風などで警報が出た場合等は、サービス提供ができなくなることがあります。
 - 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
 - 台風以外でも気象状況等により通園バスの運行が困難と判断される場合や休園する必要があると判断した場合

9 職員の職務内容

(1) 管理者

- センターの運営管理を行います。
- 職員を指導し、センター組織のリーダーシップを発揮します。
- お子さんのニーズや地域の状況を考慮し、障がい児相談支援の方針や目標を立てます。
- 地域の保健・福祉関係機関や教育機関、行政機関などと連携し、支援体制の構築や情報交換を行います。

- 児童福祉や障がいに関する法令や規制を遵守し、センターの運営を法的に適切に対応します。

(2) 相談支援専門員

【個別相談支援】

- お子さんと保護者さまからの相談に応じ、ニーズや課題を把握し、適切な支援を提供します。

【支援プランの策定】

- お子さんや保護者さまからのニーズに基づき、適切な支援プランを立案します。
- お子さんの発達段階や特性、家庭環境などを考慮し、具体的な支援の方針や目標を設定します。

【支援プログラムの提供】

- 療育プログラムや心理的な支援、家族支援など、多様な支援プログラムを提供します。

【関係機関との連携】

- 学校、医療機関、地域の支援組織などと連携し、継続的な支援体制を構築します。
- 多職種間の連携を促進し、お子さんや保護者さまに適切な支援を提供するための情報共有を行います。

【個別ケースの評価とモニタリング】

- 定期的に評価し、支援プランの適切さや効果をモニタリングします。
- 状況の変化や新たなニーズに応じて、支援プランを柔軟に調整します。

10 支援サービス

(1) 障がい児相談支援利用計画(以下「利用計画」といいます。)の作成

- お子さんのご家庭を訪問したり、保護者さまからの面談を受けたりして、お子さまの心身の状況、置かれている環境等を把握のうえ、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、利用計画を作成します。

(2) 利用計画の作成の流れ

- ① お子さん、及び保護者さまの希望並びに把握した解決すべき課題に基づき、利用計画の原案を作成します。
- ② センターは、サービス等の担当者を招集して、担当者会議を開催し、利用計画の原案に専門的見地の意見を求めます。
- ③ 利用計画に位置付けたサービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分したうえで、保護者さま及びその家庭等に対して説明し、同意を得て決定します。

